

# 緊急提言第2弾「子ども手当を給食費等の学校徴収金へ」

2010年2月16日

自治労学校事務協議会

5

## 1. 公教育無償化へさらなる具体的な取り組み

現在、自治労学校事務協議会は、誰もが家庭状況に左右されず学校に通える社会をつくるべく「公教育無償化」に向け取り組んでいる。

「高校授業料無償化」をその第1弾と位置づけ、それに続く第2弾として、給食費や、学習材料費・諸会費等の「学校徴収金」といわれる雑収入金を地方自治法の第210条及び第235条4-2を根拠に公金化することによって、保護者負担とされている学校教育に必要な経費を明確化し、さらなる公教育無償化の実現を目指したい。

今政府は、子ども手当について、給食費や保育料の未納分と相殺することを検討しているが、給食費や教材費等の教育費全て国が担保する姿勢で検討すべきである。但し、教育費における給食費や教材費のウェイトが大きいことから、当面2011年度の子ども手当の本格実施に向けて焦点化する機会であることから、ここでは子ども手当からの補填について提言する。

子ども手当は2011年度には312,000円/年となるが、これに対して給食費は年間4～5万円前後、学校で集める学習材料費は5～6万円から修学旅行費を含めても14万円程度であるため、係る経費の公費化に要する十分な財源が、子ども手当には含まれる。

子ども手当の一部を現物給付化することは、「子ども手当は次世代を担う子どもを社会全体で支援する」という政府方針を一層鮮明にするであろう。公教育である学校教育に係る経費は授業料、教科書、教材費含めて無償とするのが本来の姿であり、社会のセーフティネットでもあることから、将来的には教育一括交付金の算定基礎へ、これら学校が徴収する費用を含めることを求めていくことが必要であり、その足掛かりとしても、本提言を実現させたい。

また、事務的な観点から見ても、義務制諸学校は設置者が市区町村であり、子ども手当の支給業務も市区町村であるので、内部業務として処理できる。

さらに、給食費のみであれば4千億円であり、ここに就学援助で支出される給食費分も含まれていることから、新たに給食費標準を地方交付税の算定基礎として作成し、教育一括交付金の算定に含めることで、学校給食の完全給食化と全校

実施への足掛かりとすることができる。これにより、学校給食法第 11 条第 2 項の保護者負担の項目は削除される。

以下、第 2 弾の子ども手当からの補填について具体の検討をする。

## 5 2 . 子ども手当の現状

民主党のマニフェストに掲げられた子ども手当は、0 歳から 15 歳まで、2010 年度には 13,000 円／月（156,000 円／年）が支給される予定で、必要な財源約 5.5 兆円。2011 年度には 26,000 円／月（312,000 円／年）とされている。

2 月 1 日衆議院本会議では「所得制限もなしに税金をばらまく子ども手当等は、『労働なき富』だ」との批判に対し、鳩山首相は「子ども手当は、次世代を担う子どもを社会全体で支援する趣旨の制度」と反論し、さらに 2 月 2 日の衆議院本会議でも、2011 年度の満額支給に触れて「基本的にはマニフェスト通りに行いたい」と答弁し、子ども手当の実現に強い意思を示している。

## 15 3 . 給食費と子ども手当

(1) 全国市長会は 1 月 27 日、保育料などの未納分と子ども手当が相殺できる制度設計を求める緊急決議を採択した。鳩山首相は 1 月 30 日にその要望を受け、未納の給食費や保育料と子ども手当を相殺する仕組みについて検討を約束し、2 月 1 日、長妻厚生労働相に 2010 年度については、手当の申請の際に各種未納分の支払いを求めるなど法の規定を必要としない措置を行い、2011 年度以降の子ども手当の制度設計で検討するよう指示し、手当の弾力的な運用に積極的な姿勢を見せた。

(2) 2010 年 1 月 21 日の中央教育審議会総会では、鈴木副大臣が委員から「子ども手当を財源とした給食費等の公費化」も意見として出された際に「(子ども手当の教育への活用は) 中教審からも世論に提案しれければ実現性が高まる」と協力を求める場面もあり、子ども手当の教育費に対する多角的な運用について、政務三役からもその意欲が見受けられる。

(3) 子ども手当を給食費等の学校徴収金会計へ充当すること求める声は、各方面から上がっている。元文部科学省官僚の寺脇研氏は、「手当だけでなく、一切の直接費用負担なしにほぼ完全無償で小中学校生活を送れることが社会全体の配慮」と結論付ける、学校事務協議会の主張と同趣旨の論文を公表している。

#### 4．学校給食の実態

文部科学省が2010年1月14日に発表した2008年「学校給食実施状況等調査」によると、調査該当校全体に占める実施校割合は89.9%で、その内小学校の実施率は99.2%で対象児童数は706万9354人、中学校の実施率は85.8%で対象生徒数は287万3023人、特別支援学校の実施率は86.5%で対象幼児児童生徒数は10万422人である。

小学校がほぼ100%、中学校においても85%を超える実施状況から、教育活動として学校給食を位置づけ、その食材費を公費負担に含めることに世論は納得すると考えられ、係る財源の問題も子ども手当からの充当でクリア出来る。

#### 5．子どもの学習費調査の見方と活用

文部科学省がまとめた平成20年度の子どもの学習費調査結果で公立学校を見てみると、学習費総額は小学校307,723円(内学校教育費56,019円、給食費41,536円)、中学校480,481円(内学校教育費138,042円、給食費37,430円)、高等学校516,186円(内学校教育費356,937円)である。

地方自治法210条に定める総計予算主義の考えに基づいて、公会計処理を県規模で実施しているのは群馬県の給食費のみであり、地方自治体の多くは校長責任による私的会計として執行されており、これは地方自治法第235条4-2に反する取扱いである。仮に、地方自治体独自に準公金としての取扱い要綱が定められていても、結局は地方自治法違反であることに変わりはないため、不適切な処理を改め、学校徴収金を公金化する手始めとして文部科学省は学習費調査の際に、金額のみの調査ではなく、適法処理されているか否かも併せて調査すべきである。

#### 6．就学援助のあり方

就学援助制度は、小中学生が学校生活を送る上で必要な学用品や給食などの費用を、市区町村が一部援助する制度である。

就学援助を受ける保護者の数は、2007年度で要保護者が全国で13万2000人、準要保護者が128万9000人。援助金額は921億円(内、国の支出(補助金+地方交付税)は280億円)である。2008年度は、就学援助受給者が144万人となり、公立小中学校の児童生徒数における割合は13.9%にまで達し、特に大阪、山口、東京、北海道、高知は20%を超えている等、もはや貧困家庭への例外措置という制度の趣旨を超える規模にまで至っているため根本的な制度の再設計が求められている。